

市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、市民参加の森林づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う林業用具の貸付けについて定める。

(林業用具)

第2条 貸付対象とする林業用具は、別表に定める。

(貸付対象者)

第3条 林業用具の貸付けを受けることができる者は、広島市内で森林整備活動に取り組む市民団体及び実行委員会委員長が適当と認める団体とする。

(貸付申請)

第4条 林業用具の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第8条に掲げる管理責任等を理解した上で、林業用具貸付申請書（様式第1号）を実行委員会委員長に提出しなければならない。

(貸付可否の決定)

第5条 実行委員会委員長は、前条による申請を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定し、その結果を林業用具貸付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(貸付期間)

第6条 林業用具の貸付期間は、第4条による申請に基づき、実行委員会委員長が決定する。

(林業用具の引渡し)

第7条 林業用具の引渡しは、実行委員会委員長が指定する引渡日及び引渡場所において行う。

2 第5条の規定により林業用具の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、林業用具の引渡しを受けるときは、林業用具借受書（様式第3号）を実行委員会委員長に提出しなければならない。

(林業用具の管理責任等)

第8条 借受者は、貸付けを受けた林業用具の適正な管理、保管及び使用に努めなければならない。

2 借受者は、林業用具のき損、盗難等の事故があったときは、遅滞なくその理由を付して実行委員会委員長に報告しなければならない。

3 借受者は、林業用具のき損による修理費及び盗難等の事故による補償費は、自己の責任において弁償しなければならない。

4 借受者は、林業用具を、貸付申請書に記載した使用目的以外の用途に使用してはならない。

(林業用具の返納)

第9条 借受者は、貸付期間が満了したときは、速やかに林業用具を返納しなければならない。

2 借受者は、前項により返納するときは、林業用具に汚れ・傷み等が無いようにするものとする。

(転貸の禁止)

第10条 借受者は、林業用具を転貸してはならない。

(第三者への損害)

第11条 林業用具の使用により第三者に損害が生じた場合は、借受者の責任において賠償しなければならない。

(貸付けの取消し)

第12条 実行委員会委員長は、借受者が次の各号に該当するときは、貸付期間内であっても、林業用具の返納を求めることができる。

- (1) 貸付申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) この規程に定める事項に違反した場合
- (3) その他、借受者に貸付不相当と認められる行為のあった場合

附 則

この規程は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

貸付対象とする林業用具一覧表

林業用具	数量
下刈鎌（長柄）	70 本
草刈鎌	100 本
間伐鋸	40 本
枝打鋸	50 本
竹挽鋸	50 本
鉋鎌	50 本
鋏（長柄）	70 本
鋏（短柄）	50 本
砥石	50 個
ベルト	100 本
ヘルメット	100 個

様式第1号

林業用具貸付申請書

令和 年 月 日

市民参加の森林づくり実行委員会委員長 様

申請者 住 所
団体名
職氏名
電話番号

林業用具の貸付けを受けたいので、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程第4条により、下記のとおり申請します。

また、林業用具の貸付けを受けるに当たっては、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程を遵守します。

記

1 使用目的、活動内容等

(使用目的、活動内容、実施場所、参加者、人数等をご記入ください。)

2 貸付けを希望する林業用具及び数量

林業用具	数量

3 希望する貸付期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

林業用具貸付決定通知書

令和 年 月 日

様

市民参加の森林づくり実行委員会委員長

令和 年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり決定したので、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程第5条の規定により通知します。

記

1 貸し付ける林業用具及びその数量

林業用具	数量

2 貸付期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 引渡日及び引渡場所

令和 年 月 日 ()、広島市農業振興センター

4 その他

- (1) 貸付けを受けた林業用具の適正な管理、保管及び使用に努めること。
- (2) 林業用具のき損、盗難等の事故があったときは、遅滞なくその理由を付して実行委員会委員長に報告すること。
- (3) 林業用具のき損による修理費及び盗難等の事故による補償費は、自己の責任において弁償すること。
- (4) 林業用具を、貸付申請書に記載した使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 立木を伐採するときは、森林法第10条の8第1項の規定により「伐採及び伐採後の造林の届出書」が必要になる場合があります。

様式第3号

林業用具借受書

令和 年 月 日付で貸付決定通知のあった林業用具を、次のとおり借り受けます。

1 借り受ける林業用具及び数量

林業用具	数量

2 借受期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

市民参加の森林づくり実行委員会委員長 様

令和 年 月 日

借受者 団体名
職氏名

受領者	氏名 電話番号
-----	------------

<林業用具返納確認欄>

返納日 令和 年 月 日
返納者 氏名
電話番号
(特記事項 (き損等))
市民参加の森林づくり実行委員会事務局
令和 年 月 日 確認者